

知立市子ども・若者総合相談センター運営委託業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の目的

知立市（以下「市」という。）は、子ども・若者及びその家族等の関係者が社会生活を営む上で抱える悩みや課題に対し、福祉、教育、保健、医療、雇用等の関係機関が連携することにより効果的で円滑な支援を行えるようにするために、知立市子ども・若者総合相談センターを設置する。

本業務は、知立市子ども・若者総合相談センターを適切に運営し、子ども・若者等が抱える困難の解消、及び子ども・若者の社会的自立を促すことを目的とする。

本事業を実施するに当たり、事業者の企画力及び専門的知識等を活用することで、より効果的かつ効率的に事業を遂行するため、事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務の概要

（1）業務名

知立市子ども・若者総合相談センター運営委託業務

（2）業務の内容

別紙「知立市子ども・若者総合相談センター運営委託業務仕様書」を参照のこと。

（3）履行期間

契約締結日（令和8年4月上旬）から令和9年3月31日まで

（4）費用の上限

総額 24,278千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この額を超える提案は、提案内容にかかわらず無効とする。

※本公募は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きである。よって、令和8年3月知立市議会定例会において当初予算が成立しなかった場合は、業務内容の変更や契約を締結しない可能性等が生じるので留意されたい。

3 参加資格要件

参加資格を有する事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）。
- （2）契約締結時点までにおいて、知立市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- （3）参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に、知立市入札参加者資格停止要領（平成20年4月1日施行）による入札参加資格停止を受けていない

こと。

- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去10年間に地方自治体が発注した子ども・若者の相談支援業務の受注・完了実績があること。

4 プロポーザル参加意向の申出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の方法により参加意向を申し出ること。

(1) 受付期間

令和8年1月9日（金）～1月23日（金）午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、(3)で示す内容を入力し、必要な資料を提出すること。
なお、(3)で示す提出書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを15の問合せ先まで連絡すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/f/f7uiM>



(3) 入力内容・提出書類

ア 入力内容

- ・事業者の所在地、名称及び代表者氏名
 - ・担当者氏名、所属、役職、電話番号及びメールアドレス
- イ 提出書類（様式は、市ホームページから取得すること）
- ・プロポーザル参加意向申出書（様式第1）
 - ・会社概要書（参考様式第1）
 - ・業務実績調書（参考様式第2）

(4) 参加資格要件の確認・通知

参加申込者が参加資格要件を満たす者であるかを確認した後は、参加資格の有無及び必要事項を、令和8年1月30日（金）までに参加申込者全員へ郵送及び電子メールで通知するものとする。

なお、結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

5 質問票の提出

本実施要領や仕様書等について不明な点がある場合は、次の方法により提出すること。

(1) 受付期間

令和8年1月9日（金）～1月19日（月）午後5時

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項（事業者の名称、担当者氏名、連絡先）及び質問内容を入力すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/H73k/1347643>



(3) 回答方法

提出期限までに質問の提出があった場合は、質問者の名称等を伏せた上で、令和8年1月21日（水）までに随時回答を市ホームページへ掲載する。

6 企画提案書等の提出

4(4)により参加の資格があると認められた者は、次に記載する書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）～2月12日（木）午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項の入力及び(3)で示す書類を提出すること。
なお、(3)で示す書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを15の間合せ先まで連絡すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/H73k/1347661>



(3) 提出書類

	提出書類の名称	様式	留意事項等
1	企画提案書	任意様式	仕様書に基づき、明瞭に記載すること。
2	工程表	任意様式	契約締結日（令和8年4月上旬）から令和9年3月31日までの業務スケジュールを記載すること。
3	見積書	任意様式	業務内訳明細を記載し、一式計上はしないこと。

※提出書類に関する留意事項について

- ・提出書類は、企画提案書、工程表、見積書の順に作成すること。
- ・規格はA4版とする（A3版による折込頁の挿入は可）。書式やページ数は特に定めないが、文字の大きさ等、見やすさに留意すること。
- ・企画提案書の表紙には、タイトル（知立市子ども・若者総合相談センター運営委託業務）及び事業者の名称を記載すること。
- ・略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。

7 参加申込の失格・提案の無効

以下のいずれかに該当するときは、参加申込を失格し、又は企画提案を無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に関して次のいずれかに該当するとき
 - ア 提出方法、提出先及び期限に適合しないとき
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないとき
 - ウ 虚偽の記載があるとき
- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をしたとき
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があったとき
- (6) 見積書の金額、住所、氏名若しくは重要な文字の誤脱、識別し難い見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき
- (7) (4) に示す額を超える提案をしたとき
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (9) 提案者に求められる義務を履行しなかったとき

8 企画提案書等の公開又は非公開の別

選定委員会により選定された事業者の企画提案書等の提出書類は公開の対象とし、選定されなかった事業者の企画提案書等の提出書類は非公開とする。ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

9 プrezentation及びヒアリング

企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。

- (1) 日 時 令和8年2月19日（木）午後1時から午後5時まで
※各提案者の集合時間等、詳細は別途通知する。
- (2) 場 所 知立市中央公民館 1階 第1・2講座室
- (3) 出 席 者 主担当者は必ず出席すること。

(4) 実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。
- ・1事業者あたり40分間（ヒアリングの時間を含む。）を持ち時間とし、次の時間配分で実施する。
時間配分 準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（20分）、
ヒアリング（10分）、片付け（5分）

(5) 当方で準備できる資材

- ア スクリーン
- イ プロジェクター
- ウ HDMIケーブル、VGAケーブル
- エ 電源タップ

(6) 留意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングへの回答は、主担当者又は実際に業務に従事する者が主で行うこと。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出済みの企画提案書等を基本とする。別途 PowerPoint 等で作成した資料を用いて説明することも可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。HDMI 又は VGA 対応の PC を持参すること。なお、市で準備する資材の不調等があった場合でも、市は一切責任を負わないものとする。

10 審査方法

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた評価基準表に基づき、市が設置する選定委員会の委員が評価する。

(1) 選定委員会の構成（6名）

福祉子ども部長、福祉課長、子ども課長、健康増進課長、学校教育課長、生涯学習スポーツ課長

(2) 留意事項

- ・各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員6名／600点満点）が最も高い評価点数を得た提案者を受託候補者として選定する。
- ・委員の合計点数の合計が60%以上（360点以上）であることを最低基準とする。
- ・最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

11 審査結果及び結果の公表

(1) 審査結果

審査後、令和8年3月3日（火）までに、企画提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書により、郵送及び電子メールにて通知するものとする。

（2）結果の公表事項及び方法

市ホームページにて、審査結果（受託候補事業者の名称及び点数）を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

（3）評価基準及び配点基準

項目	配点
① 基本的な考え方	10点
（1）子ども・若者の現状理解	(5)
（2）業務目的の理解	(5)
② 業務体制	15点
（1）適切な職員配置	(10)
（2）相談支援の実績評価	(5)
③ 業務内容	60点
（1）相談対応	(10)
（2）支援方法	(15)
（3）SNS等による支援	(15)
（4）他団体との連携	(10)
（5）広報・普及啓発	(10)
④ 実績	10点
⑤ 費用	5点
計	100点

12 契約の締結

- 選定委員会が選定した受託候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で締結する。
- 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収して決定する。ただし、金額は、2（4）で示す額を超えることはできない。
- （1）の協議が不調に終わった場合は、審査結果において次点の者と再度協議を行い決定するものとする。

13 スケジュール

日程	内容	受付・通知方法等
令和8年1月9日（金）	実施要領、仕様書の公表	市ホームページ
令和8年1月9日（金） ～ 1月19日（月）	質問の受付期間	専用フォーム

令和8年1月21日(水)	質問への回答期限(随時)	市ホームページ
令和8年1月23日(金)	参加意向申出書の提出期限	専用フォーム
令和8年1月30日(金)	提案資格確認結果の通知	郵送・電子メール
令和8年2月2日(月) ～ 2月12日(木)	企画提案書の受付期間	専用フォーム
令和8年2月19日(木)	プレゼンテーション	中央公民館 第1・2講座室
令和8年3月3日(火)	審査結果の通知・公表	郵送・電子メール・市ホームページ
令和8年4月上旬	随意契約の締結	

14 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に伴う一切の経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず、参加意向申出、質問、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 参加資格要件を満たした事業者が1社の場合であっても選定委員会は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を契約候補者に決定する。
- (6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (7) (6)の場合も含め、参加意向申出書提出後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。

15 問合せ・提出先

担当部署 知立市 福祉子ども部 福祉課 保護援護係
 所在地 〒472-8666 知立市広見三丁目1番地(1階・5番窓口)
 電話 0566-95-0149(直通)
 メールアドレス fukusi@city.chiryu.lg.jp